資料８

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画及び加古川市困難な問題を抱える女性への支援計画策定関係資料

（加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会関係）
・加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画及び加古川市困難な問題を抱える女性への支援計画策定委員会設置要綱
・加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画（ＤＶ計画）の改定及び加古川市困難な問題を抱える女性への支援計画（女性支援計画）の策定について

（加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画関係）
・加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画（概要版）
・加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画の進捗状況調査票及び困難女性取組調査票

（その他資料）
・配偶者暴力防止法及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要等

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画及び
加古川市困難な問題を抱える女性への支援計画策定委員会設置要綱

令和８年３月31日
こども部長決定

（設置）

第１条　加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画及び加古川市困難な問題を抱える女性への支援計画（以下「ＤＶ等計画」という。）を策定するにあたり、現状における課題や講じるべき各般の施策を検討するため、加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画及び加古川市困難な問題を抱える女性への支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

（1）ＤＶ等計画の策定に関すること。

（2）現行施策の把握に関すること。

（3）市民意識調査の結果に対する施策反映に関すること。

（4）その他、ＤＶ等計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、別表に掲げる関係機関等をもって組織する。

２　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

（任期）

第４条　委員の任期は、委員会設置の日から令和９年３月末日までとする。

（会議）

第５条　委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　委員会は、必要があると認めるときは、分科会を設置して第２条の事務を行うことができる。

３　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、こども部家庭支援課において処理する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年３月31日から施行する。

２　第５条の規定にかかわらず、この要綱に基づき最初に開催される委員会は、家庭支援課長が招集する。

別表

構成員	
兵庫県女性家庭センター相談・支援課	
兵庫県加古川警察署生活安全第一課	
加古川市	市民課
	人権文化センター
	市民活動推進課 （男女共同参画センター）
	地域福祉課
	高齢者支援課
	生活福祉課
	障がい者支援課
	育児保健課
	住宅政策課
	学校教育課

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画（DV計画）の改定及び
加古川市困難な問題を抱える女性への支援計画（女性支援計画）の策定について

1　DV計画の改定及び女性支援計画の策定について

配偶者等からの暴力を根絶し、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現のため、平成23年にDV計画を策定し、当該計画に基づき施策を推進している。現計画は、令和8年度までを計画期間としているため、令和9年度から令和13年度までの5年間を計画期間とするDV計画について改定を進める。

また、令和6年4月から施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」において、困難な問題を抱える女性への支援計画の策定が市町の努力義務として規定された。当該法律の対象となる女性はDVとの関連が深いことから、DV計画の改定に合わせ、女性支援計画の内容を盛り込み、一体的な計画として策定を行う。

2　策定委員会関係

「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画及び加古川市困難な問題を抱える女性への支援計画策定委員会」の設置

改定業務を円滑に進めるため、関係機関等で構成した委員会により原案の作成を行う。

期間：6月～1月　回数：3回程度

機　関	所　属	
兵庫県女性家庭センター	－	相談・支援課
兵庫県加古川警察署	－	生活安全第一課
加古川市	市民協働部	市民課
		人権文化センター
		市民活動推進課 （男女共同参画センター）
	福祉部	地域福祉課
		高齢者支援課
		生活福祉課
		障がい者支援課
	こども部	育児保健課
	都市計画部	住宅政策課
	教育指導部	学校教育課

事務局：こども部　家庭支援課

3 市民参画関係

(1)「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施

令和7年 12 月に、市内在住の満 18 歳以上の市民 3,000 人を対象に実施し、1,049 人（35.0%）から回答を得た。

(2)「加古川市男女共同参画社会づくり懇話会」の開催

市民や学識経験者、関係機関の委員で構成する懇話会にて、提言や意見を集約し計画に反映させるため、1回目は令和8年7月頃に現計画進捗状況、2回目（時期未定）は原案作成後、3回目（時期未定）は原案修正後の内容を報告予定。

(3)パブリックコメントの実施

令和8年 11 月 1 日～30 日　計画原案について意見募集予定。

4 スケジュール

年　月	内　容
令和7年 12 月 18 日 ～令和8年1月9日	男女共同参画に関する市民意識調査実施
令和8年4月1日	加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画及び加古川市困難な問題を抱える女性への支援計画策定委員会（以下「策定委員会」）設置
4月 2 日～17 日	策定委員会委員の推薦依頼
6月 10 日	策定委員会①
7月頃	加古川市男女共同参画社会づくり懇話会①現計画進捗報告
7月～9月	策定委員会②（原案作成）
未定	加古川市男女共同参画社会づくり懇話会②意見聴取
11 月	パブリックコメント募集
1 月	策定委員会③（原案修正）
未定	加古川市男女共同参画社会づくり懇話会③意見聴取
3月	DV 計画及び女性支援計画印刷製本、配布

（参考）加古川市DV相談実績

年度	相談件数			配偶者暴力 相談支援センター 割合
	DV 相談合計	配偶者暴力 相談支援センター	女性相談 母子相談	
R2	572 件	295 件	277 件 （2,447 件）	52%
R3	920 件	213 件	707 件 （2,587 件）	23%
R4	463 件	216 件	247 件 （2,526 件）	47%
R5	219 件	164 件	55 件 （2,450 件）	75%
R6	378 件	209 件	169 件 （2,178 件）	55%
R7 （速報）	453 件	203 件	250 件 （2,170 件）	45%

概要版

加古川市
配偶者等からの暴力対策基本計画

1. 策定経緯

　すべての人が安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止し、暴力を許さない社会をめざす切れ目のない取組みが必要です。特に、配偶者等からの暴力　（ドメスティック・バイオレンス）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

　加古川市では、平成２３年３月に「加古川市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、配偶者暴力相談支援センターの設置や被害者の安全の確保など、各般の施策を総合的に推進してきました。また、ＤＶ対策を計画的・継続的に推進するため、平成２８年３月に第２期計画としての改定を行いました。このたび、これまでのＤＶ対策を計画的・継続的に推進しつつ、本市における取組みや課題の反映及び法律の改正等に基づき、第３期計画を策定しました。

2. 計画の期間

　令和３年度から令和８年度までの６年間

3. 計画の位置づけ

　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第２条の３第３項に基づく基本計画

～配偶者等からの暴力（ＤＶ）とは～

「配偶者等」とは婚姻関係にある相手方（事実婚を含む）のみでなく、離婚した元配偶者（事実婚にあった者）、生活の本拠を共にする（またはしていた）交際相手も含まれます。また、恋人など親密な関係にある（またはあった）者の暴力も対象としています。男性、女性の別を問いません。なお、暴力には、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力など様々な暴力が含まれます。

計画の体系

本計画の基本理念である「ＤＶをしない　させない　許さないまち 加古川」の実現のため、基本目標ごとに関連する施策を体系づけ、総合的な取組みに努めます。



具体的な施策

①家庭への啓発	②民生・児童委員等地域の活動者への研修
③企業等への啓発	④男女平等・人権意識の向上

①ＤＶの予防に関する若年層への教育	②教職員等への研修
③保護者への啓発	

①民間支援団体との協働による啓発

①配偶者暴力相談支援センター機能の整備	②相談窓口の市民への周知
③相談機関相互の連携強化	

①二次的被害の防止に向けた研修	②職員研修の充実

①外国人に対する支援	②高齢者に対する支援
③障がい者に対する支援	

①通報への対応の整備	②保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者、消防（救急）への周知
③被害者の安全確保の強化	④保護命令申立てに関する支援

①ＤＶ防止ネットワークの構築	②要保護児童対策地域協議会との連携

①被害者に関する情報管理の徹底

①公営住宅に関する支援	②母子生活支援施設の活用
③民間住宅に関する支援	

①ハローワークとの連携による就労支援	②就労支援に関する情報提供の充実
③母子自立支援制度の活用	④各種福祉制度に関する情報提供

①公的機関、保健・医療機関との連携	②被害者のこころのケアに関する支援
③子どものこころのケアに関する支援	

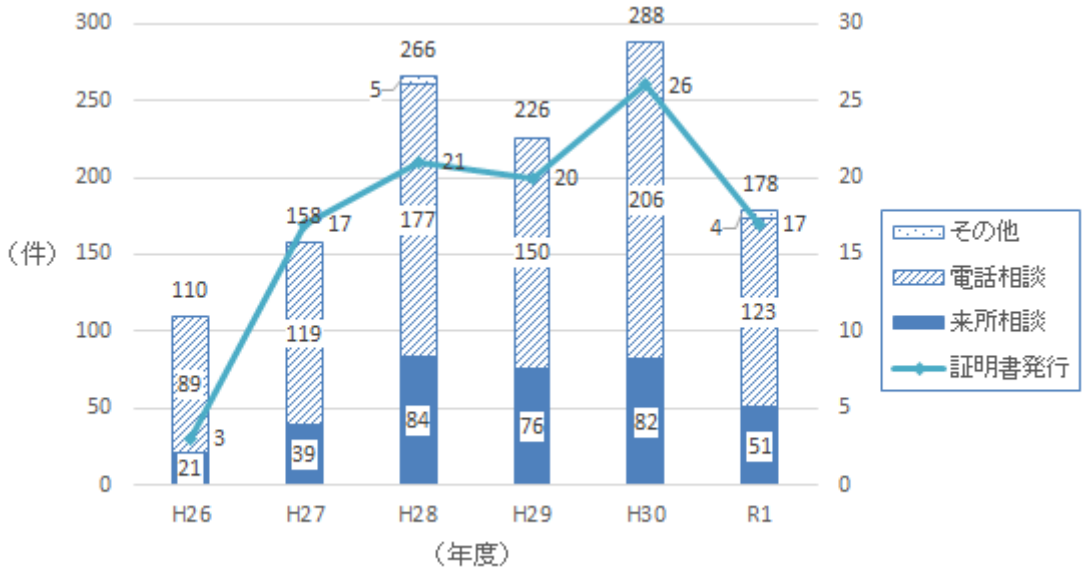
①子育て支援に関する情報提供の充実	②保育・就学等の行政サービスに関する支援

（資料）

相談実績

年度	ＤＶ相談 総件数	配偶者暴力 相談支援センター	家庭支援課	配偶者暴力 相談支援センター 割合
Ｈ２７	５５６件	１５８件	３９８件	２８％
Ｈ２８	６０８件	２６６件	３４２件	４４％
Ｈ２９	７２９件	２２６件	５０３件	３１％
Ｈ３０	９６３件	２８８件	６７５件	３０％
Ｒ１	７０９件	１７８件	５３１件	２５％

加古川市配偶者暴力相談支援センター相談件数



加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画（概要版）
令和３年３月
加古川市こども部家庭支援課
電話 079-427-9293

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画　進捗状況調査票

第３期計画内容	令和７年度の 取組実績	令和８年度及び 今後の予定	担当課
基本目標１ **ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進**			
（１）市民への啓発の推進			
《家庭への啓発》 ・リーフレット等の紙媒体だけでなく、インターネット等の多用な媒体を活用するとともに、必要な情報を提供できるように関係機関の情報提供や、世代にあった内容を掲載する等、よりわかりやすい啓発に取り組みます。 ・若年層向けに、新たにＳＮＳ等を活用したＤＶ防止に関する広報を充実させます。 ・窓口等で配布するＤＶのセルフチェックシートを活用し、被害者自身のＤＶへの気付きやＤＶ被害の自覚を促します。 ・毎年１１月１２日から２５日までの「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせて、各種広報を重点的に実施します。	・人権啓発ＤＶＤを活用し、ＤＶ問題をはじめ、家庭の中での人権問題について啓発しました。 ・女性の人権やＤＶ防止について、地域の人権研修会において講話を行いました。	・人権啓発ＤＶＤを活用し、ＤＶ問題をはじめ、家庭の中での人権問題について啓発します。 ・女性の人権やＤＶ防止について、地域の人権研修会において講話を行います。	人権文化センター
	・センターの窓口等にＤＶ防止のポスターの掲示、リーフレットの配架、相談窓口案内カードを設置しました。 ・加古川市男女共同参画センターニュース「講座情報」の令和7年11月号に「ＤＶ相談及び女性に対する暴力をなくす運動実施期間」の特集記事を掲載し、ＤＶ防止について啓発しました。	・センターの窓口等にＤＶ防止のポスターの掲示、リーフレットの配架、相談窓口案内カードを設置します。 ・加古川市男女共同参画センターニュース「講座情報」の令和8年11月号に「ＤＶ相談及び女性に対する暴力をなくす運動実施期間」の特集記事を掲載し、ＤＶ防止について啓発します。	市民活動推進課（男女共同参画センター）
	母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査、妊婦・乳幼児などの家庭訪問等において、必要に応じ相談窓口の案内や相談機関のパンフレット配布等を行いました。	母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査、妊婦・乳幼児などの家庭訪問等において、必要に応じ相談窓口の案内や相談機関のパンフレット配布等を行います。	育児保健課
	配偶者暴力相談支援センターの案内カードを市役所の女性トイレに置くことでＤＶ相談窓口を周知しました。	配偶者暴力相談支援センターの案内カードを公共施設や市役所の女性トイレに配布し、ＤＶ相談窓口の周知を徹底します。	家庭支援課
《民生・児童委員等地域の活動者への研修》 ・各地区の民生・児童委員をはじめとする地域の活動者に対し、ＤＶの認識（気付き）の部分に重点を置いた効果的な研修を実施します。	女性の人権やＤＶ防止について、地域の人権研修会において講話を行いました。	女性の人権やＤＶ防止について、地域の人権研修会において講話を行います。	人権文化センター
	市内各地の民生児童委員協議会の児童福祉部会や、主任児童委員会において、DVや児童虐待に関する講演を受講するなどして、民生委員・児童委員、主任児童委員が自己研鑽に努めています。	各地区民児協の研修や主任児童委員の研修テーマとして、DVや児童虐待に対する民生委員・児童委員のかかわり方に関する積極的な受講を提案します。	地域福祉課
	民生・児童委員等に対する児童虐待に関する研修の際に、ＤＶに関する内容を盛り込んで研修を実施しました。	民生・児童委員等に対する児童虐待に関する研修の際に、ＤＶに関する内容を盛り込んで研修を実施します。	家庭支援課

第３期計画内容	令和７年度の 取組実績	令和８年度及び 今後の予定	担当課
《企業等への啓発》 ・広報紙、ホームページ、パンフレットの媒体を通じて、法改正等の最新の情報を随時発信し、企業人権・同和教育協議会を通じた啓発を行います。	・センターの窓口等にＤＶ防止のポスターの掲示、リーフレットの配架、相談窓口案内カードを設置しました。 ・加古川市男女共同参画センターニュース「講座情報」の令和7年11月号に「ＤＶ相談及び女性に対する暴力をなくす運動実施期間」の特集記事を掲載し、ＤＶ防止について啓発しました。	・センターの窓口等にＤＶ防止のポスターの掲示、リーフレットの配架、相談窓口案内カードを設置します。 ・加古川市男女共同参画センターニュース「講座情報」の令和8年11月号に「ＤＶ相談及び女性に対する暴力をなくす運動実施期間」の特集記事を掲載し、ＤＶ防止について啓発します。	市民活動推進課（男女共同参画センター）
	取組なし	企業人権・同和教育協議会の加入企業に対し、パンフレット等の配布を通じて情報提供を行います。	人権文化センター
	ホームページ等に最新の情報を掲載しました。	ホームページ等に最新の情報を掲載します。	家庭支援課
《男女平等・人権意識の啓発》 ・広報紙、ホームページ、パンフレットでの啓発に加え、男女共同参画セミナーを通じて、ＤＶの背景にある性別役割分担意識等について啓発・教育の推進を図ります。	女性の人権やＤＶの背景にある性差等について、地域の人権研修会において講話を行いました。	男女共同参画、女性の人権やDV防止も含め、幅広く様々な人権課題の解決に向けて取り組みます。	人権文化センター
	「男女共同参画セミナー」において、性別役割分担意識の見直しを促す内容を含んだ講座を開催しました。	「男女共同参画セミナー」において、性別役割分担意識の見直しを促す内容を含んだ講座を開催予定。	市民活動推進課（男女共同参画センター）
（２）学校園等における啓発・教育の推進			
《ＤＶの予防に関する若年層への教育》 ・各学校園において、いじめ・インターネットによる人権侵害などの今日的な人権課題を取り上げ、若年層への効果的な啓発方法を検討し、人権尊重の精神を基盤とした教育の推進を図ります。 ・中学、高校生向けにＤＶ防止やデートＤＶに関するパンフレット等を作成し、学生等の若年層へ啓発します。	各校において、性の多様性やいじめ・インターネットによる人権侵害等、今日的な人権課題を取り上げ、人権尊重の精神を基盤とし、自他のいのちと心を大切にする教育を地域性や児童生徒の実態に応じて推進しました。 また、いじめ問題等の未然防止を図るため、児童会・生徒会・学園会が主体となり自発的・自主的な活動を通して、心のきずなを深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくりを推進しました。	各校において、性の多様性やいじめ・インターネットによる人権侵害等、今日的な人権課題を取り上げ、人権尊重の精神を基盤とし、自他のいのちと心を大切にする教育を地域性や児童生徒の実態に応じて推進します。 また、いじめ問題等の未然防止を図るため、特別活動の時間や、児童会・生徒会・学園会が主体となって行う自発的・自主的な活動を通して、心の絆を深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくりを推進します。	学校教育課
《教職員等への研修》 ・各学校園及び認可保育所等に対して虐待・ＤＶ（デートＤＶ含む）防止のパンフレットを配布するとともに、人権教育研修を実施するなど、教職員及び保育士等のＤＶに対する理解の促進に努め、子どもへの教育等の推進を図ります。 ・各ユニットに、人権にかかわる研修会を実施し、人権意識の向上に取り組みます。また、各学校において、年間４回以上の人権教育研修を実施するとともに、人権教育担当者及び児童生徒支援担当者を対象に、人権教育研修会を実施し、各ユニットの取組みについて、情報共有を図ります。	各校において、性の多様性やいじめ・インターネットによる人権侵害等、今日的な人権課題を取り上げ、人権尊重の精神を基盤とし、自他のいのちと心を大切にする教育を地域性や児童生徒の実態に応じて推進しました。 また、いじめ問題等の未然防止を図るため、児童会・生徒会・学園会が主体となり自発的・自主的な活動を通して、心のきずなを深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくりを推進しました。	各校において、性の多様性やいじめ・インターネットによる人権侵害等、今日的な人権課題を取り上げ、人権尊重の精神を基盤とし、自他のいのちと心を大切にする教育を地域性や児童生徒の実態に応じて推進します。 また、いじめ問題等の未然防止を図るため、特別活動の時間や、児童会・生徒会・学園会が主体となって行う自発的・自主的な活動を通して、心の絆を深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくりを推進します。	学校教育課
《保護者への啓発》 ・保護者へのパンフレットの配布や、ＰＴＡへの講座の実施を通じて、保護者に対し啓発します。	取組なし	取組予定なし	家庭支援課

第３期計画内容	令和７年度の 取組実績	令和８年度及び 今後の予定	担当課
（３）民間支援団体との協働による啓発			
《民間支援団体との協働による啓発》 ・市の情報コーナーに各団体のパンフレットやチラシを設置し、市民に対して最新の情報を提供します。また、多くの被害者が女性であることから、リーフレット等の掲示場所についても、啓発効果を高めるため、女性が特に使用する頻度が高い場所に設置します。	センターの窓口にＤＶ防止に関する講座等のちらしを設置しました。	センターの窓口にＤＶ防止に関する講座等のちらしを設置します。	市民活動推進課（男女共同参画センター）
	DV防止に関する研修会等、必要に応じて情報提供を行いました。	DV防止に関する研修会等、必要に応じて情報提供を行います。	学校教育課
	情報コーナーに各団体のパンフレットやチラシを常設し、市民に対して最新の情報を提供しました。	情報コーナーに各団体のパンフレットやチラシを常設し、市民に対して最新の情報を提供します。	家庭支援課

第３期計画内容	令和７年度の 取組実績	令和８年度及び 今後の予定	担当課
基本目標２ **相談体制の充実**			
（１）安心して相談できる体制づくり			
《配偶者暴力相談支援センター機能の整備》 ・被害者にとっての身近な相談窓口であることを周知し、安心して相談できる体制及び適切な支援をさらに進めていきます。 ・感染症の流行時などの緊急事態発生時においても相談できる体制を確保できるよう努めます。	配偶者暴力相談支援センターにおいて相談を行い、被害者に対する総合的な支援を行いました。	配偶者暴力相談支援センターにおいて相談を行い、被害者に対する総合的な支援を行います。	家庭支援課
《相談窓口の市民への周知》 ・毎月の広報にＤＶ相談窓口の案内を掲載するとともに、配偶者暴力相談支援センターの案内カードやチラシを、市民センター等の公的施設やスーパーマーケット等、市民の目に触れやすい施設や場所に配慮しながら設置します。 ・被害者にとって配偶者暴力相談支援センターが身近な相談窓口となるよう、より効果的な広報活動を展開します。 ・国や県が設置する相談窓口について、適切な広報を実施します。	センターの窓口等にＤＶ防止のポスターの掲示、リーフレットの配架、相談窓口案内カードを設置しました。	センターの窓口等にＤＶ防止のポスターの掲示、リーフレットの配架、相談窓口案内カードを設置します。	市民活動推進課（男女共同参画センター）
	毎月の広報にＤＶ相談窓口の案内を掲載することや案内カードを市役所の女性トイレに置くことでＤＶ相談窓口を周知しました。	毎月の広報にＤＶ相談窓口の案内を掲載することや案内カードを市役所の女性トイレに置くことでＤＶ相談窓口を周知します。	家庭支援課
《相談機関相互の連携強化》 ・関係課の業務を相互に理解し、必要な支援を行う体制を整備します。 ・警察の担当部署との連絡会議を開催し、連携について協議や情報交換を行います。 ・他市町村からＤＶによる被害者が避難してきた場合は、同行支援を実施し、円滑な手続きを支援します。 ・他市町村、他機関との連携を徹底し、切れ目のない支援を実施します。 ・兵庫県女性家庭センターが設置している「ＤＶ相談アドバイザー」を活用し、効果的な指導や助言を受けながら、より良い支援を実施します。 ・ストーカーやリベンジポルノに係る相談があった場合は、警察等の関係機関を案内するなど適切に対応します。	他市町からDVにより被保護者の移管があった際は、家庭支援課と連携し事務を進めました。	他市町からDVにより被保護者の移管があった際は、家庭支援課と連携し事務を進めています。	生活福祉課
	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援において、原則として本人の同意があれば情報を提供し、連携を図りました。	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援において、原則として本人の同意があれば情報を提供し、連携を図っています。	地域福祉課
	・他市、他機関と連携しながら切れ目のない支援を実施しました。 ・庁内DV対策連絡会を書面開催し、連携を強化しました。	・他市、他機関と連携しながら切れ目のない支援を実施します。 ・庁内DV対策連絡会を書面開催し、連携を強化します。	家庭支援課

第３期計画内容	令和７年度の 取組実績	令和８年度及び 今後の予定	担当課
（２）相談員・支援者の資質向上			
《二次的被害の防止に向けた研修》 ・市職員のＤＶに対する理解や、二次的被害の防止に対する意識を向上させるべく、効果的な人権研修を実施します。	取組なし	ＤＶに対する理解や二次被害の防止に対する意識向上のため、人権研修においてDVD・パンフレット等の資材を提供します。	家庭支援課
《職員研修の充実》 ・兵庫県女性家庭センター等の関係機関主催の研修に積極的に参加し、被害者支援に関する実務能力の向上を図ります。 ・被害者を総合的に支援する上で、関係課の情報を必要とするため、庁内ネットワーク会議を開催し、適切な支援が行えるよう情報の共有化を図ります。 ・ＤＶ被害者対応マニュアルを活用し、被害者支援担当職員を対象に研修を実施します。	・兵庫県女性家庭センター等の関係機関主催の研修に積極的に参加し、実務能力の向上を図りました。 ・研修で得た知識を職場でフィードバックすることで窓口対応職員全員の能力向上を目指しました。 ・庁内ネットワーク会議を開催し、ＤＶ被害者支援を行う関係課と情報共有しました。	・兵庫県女性家庭センター等の関係機関主催の研修に積極的に参加し、実務能力の向上を図ります。 ・研修で得た知識を職場でフィードバックすることで窓口対応職員全員の能力向上を目指します。 ・庁内ネットワーク会議を開催し、ＤＶ被害者支援を行う関係課と情報共有します。	家庭支援課
（３）外国人、高齢者、障がい者の被害者等への相談の充実			
《外国人に対する支援》 ・外国人から相談があった場合は、関係機関からの外国語通　訳者、音声翻訳機の活用や、「指さし会話」や「やさしい日本語」を用いたパンフレット等を活用し、外国人被害者との適切な意思疎通を図ります。 ・国際交流センターや民間支援団体等との連携体制を強化し、外国人被害者への対応の体制充実を図ります。	外国人被害者からのDVの相談は無かったが、外国人からの各種相談には随時対応しました。	外国人からDVに関する相談があった場合は、国際交流員や音声翻訳機等を活用し関係機関を紹介するなどの対応を行います。	市民活動推進課 （国際交流センター）
	国際交流センターや民間支援団体と協力し、外国人被害者への対応の連携を図りました。	国際交流センターやひょうご多文化共生総合相談センターと協力し、外国人被害者への対応の連携を図ります。	家庭支援課
《高齢者に対する支援》 ・配偶者暴力相談支援センターと高齢者福祉所管課、地域包括支援センター及び成年後見支援センターとの連携を強化し、高齢者のＤＶ被害者や高齢者を介護しているＤＶ被害者等に対する適切な支援を継続して行います。 ・高齢者虐待の早期発見のため、在宅介護サービス事業所向けに地域包括支援センターによる高齢者虐待防止出前講座を実施し、ＤＶを含む虐待防止に向けた取組みを行います。 ・高齢者虐待対応マニュアルの改訂を進めます。	高齢者虐待の通報・相談等があった場合、地域包括支援センター、介護保険事業所、医療機関、警察等と連携し、調査、相談、保護、措置等の適切な支援を行っています。虐待防止に向けた取組として、例年、各地域包括支援センターが介護サービス事業所に対し、高齢者虐待防止出前講座を実施しています。令和７年度は７回実施しました。	・地域包括支援センターと連携し、高齢者に対する適切な支援を継続しています。 ・高齢者虐待の早期発見のため、地域包括支援センターから高齢者虐待防止出前講座を在宅介護サービス事業所向けに実施するよう依頼し、虐待防止に向けた取り組みを行います。	高齢者支援課
	相談者の年齢や状況から、高齢者支援課や地域包括支援センターでの相談が適切と考えられる場合は、担当部署を案内するようにしました。また相談内容の情報共有を行い、連携を図りました。	相談者の年齢や状況から、高齢者支援課や地域包括支援センターでの相談が適切と考えられる場合は、担当部署を案内するようにします。また相談内容の情報共有を行い、連携を図ります。	家庭支援課
《障がい者に対する支援》 ・配偶者暴力相談支援センターと障がい者福祉所管課、障害者基幹相談センター及び障がい者虐待防止センターとの連携を強化し、障がいのある被害者や障がいのある児童等をもつ被害者に対する適切な支援を継続して行います。 ・障がいがある方との適切な意思疎通を図るため、コミュニケーション手段の確保等に配慮します。	・DVに関する相談事例について、関係課と情報を共有するとともに、適切な情報を順次提供することで連携を図り、被害者やその家族に対して支援に努めました。 ・手話通訳者を確保し、聴覚障がいがある方との適切な意思疎通が図れるよう努めました。	・引き続き関係課と連携を図り、被害者やその家族に対して支援に努めていきます。 ・手話通訳者を確保し、聴覚障がいがある方との適切な意思疎通が図れるよう努めます。	障がい者支援課
	障がいのある被害者の支援に関しては、障がい者支援課と情報共有を行いながら、適切な支援方法を検討するよう努めました。	障がいのある被害者の支援に関しては、障がい者支援課と情報共有を行いながら、適切な支援方法を検討するよう努めます。	家庭支援課

第３期計画内容	令和７年度の 取組実績	令和８年度及び 今後の予定	担当課
基本目標３ **被害者の安全の確保**			
（１）被害者の早期発見・通報・安全確保の体制づくり			
《通報への対応の整備》 ・被害者の早期発見につながるよう、配偶者暴力相談支援センターが通報窓口であることを周知します。 ・安心して相談できる体制及び支援をさらに進めていきます。	配偶者暴力相談支援センターが通報窓口であることを周知し、通報窓口としての役割を果たしました。	配偶者暴力相談支援センターが通報窓口であることを周知し、通報窓口としての役割を果たします。	家庭支援課
《保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者、消防（救急）への周知》 ・保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者、消防（救急）等、ＤＶを発見しやすい立場にある職員に対し、通報窓口や通報方法を効果的に周知します。	配偶者暴力相談支援センターが通報窓口であることを周知し、通報窓口としての役割を果たしました。	配偶者暴力相談支援センターが通報窓口であることを周知し、通報窓口としての役割を果たします。	家庭支援課
《被害者の安全確保の強化》 ・被害者が、住民票閲覧制限に係る支援措置を活用できるよう、あらゆる機会を通じて、情報を周知します。 ・必要に応じて配偶者暴力相談支援センターで住民票閲覧制限に係る支援措置申出書を発行します。 ・緊急性のある被害者に関しては、必要に応じて一時保護所や警察署に同行します。 ・関係機関との連携をさらに深め、被害者にとって安心できる対応ができるよう、さらなる連携体制の強化に努めます。 ・兵庫県警の実施する１１０番通報登録制度等、被害者の状況により必要な情報を案内します。	取組実績なし	必要に応じて、関係部局と警察、配偶者暴力相談支援センター等との連絡調整を行います。	防災対策課
	・配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化していくため、現状について情報提供し、協議を行いました。 ・住民票発行停止措置についての周知に努めました。	・配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化していくため、現状について情報提供し、協議を行います。 ・住民票発行停止措置についての周知に努めます。	市民課
	・必要に応じて配偶者暴力相談支援センターで住民票閲覧制限に係る支援措置申出書を発行しました。 ・緊急性のある相談者に関しては、必要に応じて一時保護所や警察に同行しました。	・必要に応じて配偶者暴力相談支援センターで住民票閲覧制限に係る支援措置申出書を発行します。 ・緊急性のある相談者に関しては、必要に応じて一時保護所や警察に同行します。	家庭支援課
《保護命令申立てに関する支援》 ・被害者及びその家族の安全確保を図るため、ＤＶ防止法に　基づく保護命令の制度について、被害者へ情報提供します。 ・配偶者暴力相談支援センターの相談の中で、保護命令関係　書類作成に関する支援を行います。 ・地方裁判所からの保護命令に係る書面照会に対応します。	・相談者に対し、保護命令制度に関する情報提供を行いました。 ・配偶者暴力相談支援センターの相談の中で、保護命令関係書類作成に関する支援を行いました。 ・地方裁判所からの保護命令に係る書面照会に対応しました。	・相談者に対し、保護命令制度に関する情報提供を行います。 ・配偶者暴力相談支援センターの相談の中で、保護命令関係書類作成に関する支援を行います。 ・地方裁判所からの保護命令に係る書面照会に対応します。	家庭支援課

第３期計画内容	令和７年度の 取組実績	令和８年度及び 今後の予定	担当課
（２）関係機関との連携			
《ＤＶ防止ネットワークの構築》 ・兵庫県警、兵庫県女性家庭センター、県内の配偶者暴力相談支援センターとの情報交換会に参加し、連携を強化します。 ・ＤＶ被害者支援を行う全ての関係各課が連携し、庁内ネットワーク会議を開催します。 ・ＤＶ被害者対応マニュアルを適宜改訂し、庁内の関係各課へ配布します。	・兵庫県警、兵庫県女性家庭センター、県内の配偶者暴力相談支援センターとの情報交換会に参加し、連携を強化しました。 ・ＤＶ被害者支援を行う全関係課に参加を求める庁内ネットワーク会議を書面開催しました。	・兵庫県警、兵庫県女性家庭センター、県内の配偶者暴力相談支援センターとの情報交換会に参加し、連携を強化します。 ・ＤＶ被害者支援を行う全関係課に参加を求める庁内ネットワーク会議を書面にて開催します。	家庭支援課
《要保護児童対策地域協議会との連携》 ・要保護児童対策地域協議会へ配偶者暴力相談支援センターが参画し、要保護児童対策地域協議会との連携により、通報体制の周知、被害者の早期発見、被害者及び子どもの適切な保護を実施します。 ・要保護児童対策地域協議会とともに市内にある認可保育所・こども園、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校へ訪問し、ＤＶ（デートＤＶ含む）防止に関する啓発を行います。 ・面前ＤＶ防止の周知徹底を図ります。	・ＤＶは子どもに対する心理的虐待であるという認識のもと、要保護児童対策地域協議会との情報共有を行い、ＤＶ被害者支援と児童虐待の対応を並行して行いました。 ・面前ＤＶの周知徹底を図りました。	・ＤＶは子どもに対する心理的虐待であるという認識のもと、要保護児童対策地域協議会との情報共有を行い、ＤＶ被害者支援と児童虐待の対応を並行して行います。 ・面前ＤＶの周知徹底を図ります。	家庭支援課
（３）被害者の情報の保護			
《被害者に関する情報管理の徹底》 ・住民票発行停止措置対象者の情報管理を徹底します。 ・学校園において、被害者及び同伴する子どもの情報管理を徹底します。 ・児童手当等の認定に際し、法令や通知に基づき、ＤＶ被害者に対する配慮を行います。	住民票発行停止措置対象者の情報管理・システム運用の徹底に努めました。	住民票発行停止措置対象者の情報管理・システム運用の徹底に努めます。	市民課
	取組実績なし	必要に応じて、関係部局と警察、配偶者暴力相談支援センター等との連絡調整を行います。	防災対策課
	･住民基本台帳に「*」の表示がある者について、住民票発行停止措置対象者であることを課員(新人等)に周知しました。 ・市民課よりメールにて発行停止対象者データの提供を受け、エクセル管理を行いました。あわせて対象者が生活保護受給者であるかを確認し、該当すれば独自システム「あゆむくん」にて支援措置対象者として登録することで、対象者選択時に注意喚起メッセージが表示されるようにしました。	･住民基本台帳に「*」の表示がある者について、住民票発行停止措置対象者であることを課員(新人等)に周知します。 ・市民課よりメールにて発行停止対象者データの提供を受け、エクセル管理を行います。あわせて対象者が生活保護受給者であるかを確認し、該当すれば独自システム「あゆむくん」にて支援措置対象者として登録することで、対象者選択時に注意喚起メッセージが表示されるようにしています。	生活福祉課
	事由発生時や事由についての問い合わせの都度、学校・関係課との連絡を密にし、情報管理に努めました。	事由発生時や事由についての問い合わせの都度、学校・関係課との連絡を密にし、情報管理に努めます。	学校教育課
	児童手当等の認定に際し、法令や通知に基づき、ＤＶ被害者に対する配慮を行いました。	児童手当等の認定に際し、法令や通知に基づき、ＤＶ被害者に対する配慮を行います。	家庭支援課

第３期計画内容	令和７年度の 取組実績	令和８年度及び 今後の予定	担当課
基本目標４ **被害者の自立支援**			
（１）住宅確保支援			
《公営住宅に関する支援》 ・市営住宅の入居条件や入居手続きに際して、被害者の実情を勘案し、また、他市の取組み状況を参考にしながら対応を検討します。 ・県との連携により、県営住宅の優先入居情報を提供します。	入居者募集において、裁量世帯（DV被害者世帯等）を優先選考しました。また、令和６年度から受け入れたDV被害者に対して、公営住宅公募の案内を行うなど、生活基盤を安定させるための支援を家庭支援課と連携して行いました。	令和８年度から導入した指定管理者とともに家庭支援課や他の配偶者暴力被害者支援機関と連携し、被害者支援に努めます。	住宅政策課
	公営住宅への入居を希望している被害者へ、公営住宅入居の案内を渡す等の情報提供を行いました。	公営住宅への入居を希望している被害者へ、公営住宅入居の案内を渡す等の情報提供を行います。また、住宅政策課と連携し、市外からのDV被害者受け入れ支援に努めます。	家庭支援課
《母子生活支援施設の活用》 ・母子生活支援施設への継続的な入所や新規入所措置により、子どもを同伴する被害者の自立支援を行います。 ・母子生活支援施設への入所時に必要な健康診断費を必要に応じて補助します。	母子生活支援施設への継続的な入所や新規入所措置により、子どもを同伴する被害者の自立支援を行いました。	母子生活支援施設への継続的な入所や新規入所措置により、子どもを同伴する被害者の自立支援を行います。	家庭支援課
《民間住宅に関する支援》 ・「加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」　に基づき、民間賃貸住宅の確保に対する効果的な支援を検討します。	住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、県に登録される民間の賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録数の増加促進を図るとともに、住宅部門と福祉部門が連携して居住支援を行う「住福連携」により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に取り組みました。	住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、県に登録される民間の賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録数の増加促進を図るとともに、住宅部門と福祉部門が連携して居住支援を行う「住福連携」により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に取り組みます。	住宅政策課
（２）経済・就労支援			
《ハローワークとの連携による就労支援》 ・就労訓練の情報を被害者に提供します。また、手厚い支援が必要な被害者に対しては、ハローワークへ同行し、担当者への引継ぎ等を行います。	・男女共同参画推進専門員（キャリアコンサルタント有資格者）による働き方相談の中で、資格取得や職業訓練のアドバイス等を実施しました。 ・ハローワークと連携し、就業支援セミナーを開催しました。（令和7年10月）	・男女共同参画推進専門員（キャリアコンサルタント有資格者）による働き方相談の中で、資格取得や職業訓練のアドバイス等を実施します。 ・ハローワークと連携し、就業支援セミナーを開催します。	市民活動推進課（男女共同参画センター）
	就労訓練の情報を相談者に提供しました。また、手厚い支援が必要な相談者に対しては、ハローワークへ案内しました。	就労訓練の情報を相談者に提供します。また、手厚い支援が必要な相談者に対しては、ハローワークへ案内します。	家庭支援課
《就労支援に関する情報提供の充実》 ・男女共同参画センターによる就労支援セミナーを開催します。 ・男女共同参画推進専門員（キャリアコンサルタント有資格者）による「女性のための働き方相談」で、被害者の気持ちを整理しながら働き方等についてアドバイスします。 ・女性が就労するために必要な情報を提供します。	・男女共同参画推進専門員（キャリアコンサルタント有資格者）による「働き方相談」を実施しました。　（週2回）	・男女共同参画推進専門員（キャリアコンサルタント有資格者）による「働き方相談」を実施します。　（週2回）	市民活動推進課（男女共同参画センター）

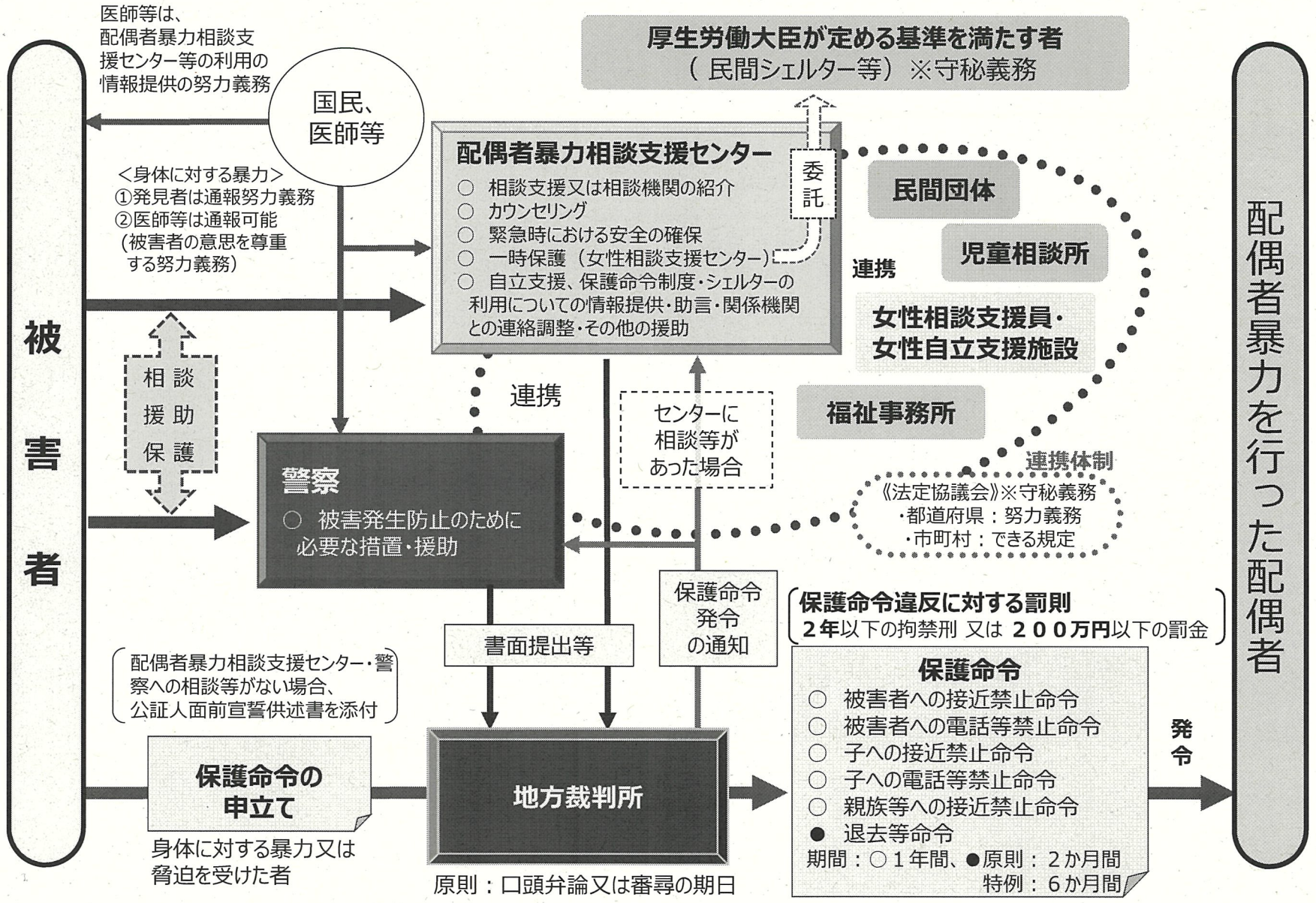
第３期計画内容	令和７年度の 取組実績	令和８年度及び 今後の予定	担当課
《母子自立支援制度の活用》 ・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業における給付金等を支給し、ひとり親家庭の就労を促進するための経済的援助を行います。	・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給し、ひとり親家庭の就労を促進するための経済的援助を行いました。 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を行いました。	・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給し、ひとり親家庭の就労を促進するための経済的援助を行います。 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を行います。	家庭支援課
《各種福祉制度に関する情報提供》 ・被害者に対し、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手　当、母子父子寡婦福祉資金等の貸付制度、生活保護や生活困窮者自立支援制度、医療助成制度の情報提供を行い、手続きに関する支援を行います。	相談者に対し、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等の貸付制度の情報提供を行い、手続きに関する支援を行いました。	相談者に対し、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等の貸付制度の情報提供を行い、手続きに関する支援を行います。	家庭支援課
（３）こころと体への支援			
《公的機関、保健・医療機関との連携》 ・各保健・医療機関と連携体制を整備し、被害者の心身のケアを支援する体制を強化します。	各保健・医療機関と連携体制を図り、被害者の心身のケアに努めました。	各保健・医療機関と連携体制を図り、被害者の心身のケアに努めます。	家庭支援課
《被害者のこころのケアに関する支援》 ・離婚の方法や婚姻費用分担請求等の手続きについての支援をし、被害者の気持ちを聞き取り、必要なこころのケアに関する情報提供を行います。 ・カウンセリングが必要な被害者には、県実施のカウンセリング事業や医療機関等の情報提供を行います。	ＤＶ問題を含め、女性が抱える多様な問題・悩みに対し、関係機関との連携を強化し、適切かつ切れ目のない支援を実施しました。	ＤＶ問題を含め、女性が抱える多様な問題・悩みに対し、関係機関との連携を強化し、適切かつ切れ目のない支援を実施します。	家庭支援課
《子どものこころのケアに関する支援》 ・要保護児童対策地域協議会と連携し、心理相談員が子どもの面接を実施し、心のケアに努めます。 ・就学前の子どもやその保護者に対して、情緒や精神発達面、育児ストレス等の相談を行います。 ・教育相談センターの心理相談員による面談を実施するとともに、ＳＳＷが定期的に学校を訪問し、情報交換する中で、問題の早期発見・早期対応に努めます。 ・子どもの心理的なケアに対応できるよう教育関係者に対する研修を実施し、ＤＶの正しい理解を促します。	就学前の幼児やその保護者に対して、母子保健の各事業を通じて、子どもの情緒や精神発達面、保護者の育児ストレス等の相談を行いました。	就学前の幼児やその保護者に対して、母子保健の各事業を通じて、子どもの情緒や精神発達面、保護者の育児ストレス等の相談を行います。	育児保健課
	教育相談センターに心理相談員を７名、学校支援SWを２名配置し、相談の充実を図ることができました。また、学校支援SWが、全11中学校区・義務教育学校区に配置するSSWと連携を図り、複雑多様化する児童生徒及び保護者がかかえる福祉的課題に対して、早期発見・早期対応に取り組みました。	令和８年度も教育相談センターに心理相談員７名、学校支援SW２名の配置を維持し、様々な相談に対応しようと努力しています。また、学校支援SWは、全11中学校区・義務教育学校区に配置するSSWとの連携をより一層充実しようと努力しています。	教育支援課
	要保護児童対策協議会と連携し、子どもの面接をすることでケアに努めました。	要保護児童対策協議会と連携し、子どもの面接をすることでケアに努めます。	家庭支援課

第３期計画内容	令和７年度の 取組実績	令和８年度及び 今後の予定	担当課
（４）子育てへの支援			
《子育て支援に関する情報提供の充実》 ・子育て支援に関する情報提供を行います。 ・家庭児童相談員等が家庭訪問や来所相談により、育児や生活全般に関する相談を行います。	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる様々な情報を提供するとともに、子育て情報誌「加古川市子育てガイドブック」を作成し、乳児家庭全戸訪問時に配布するなど、各事業において情報提供を行いました。	育児保健課、ぽかぽか相談室において、妊娠期から子育て期にわたる様々な情報を提供するとともに、子育て情報誌「加古川市子育てガイドブック」を作成し、乳児家庭全戸訪問時に配布するなど、各事業において情報提供を行います。	育児保健課
	相談員を中心に加古川市で生活するＤＶ被害者の育児や生活全般に関する相談を行いました。	相談員を中心に加古川市で生活するＤＶ被害者の育児や生活全般に関する相談を行います。	家庭支援課
《保育・就学等の行政サービスに関する支援》 ・認可保育所の利用に関し、関係機関との連携を図りながら、住所要件の緩和や必要書類の一部省略等、被害者の状況に応じた支援を行います。 ・市内外の関係機関と連携を図りながら、速やかに就学の手続きが進められるよう、体制整備に努めます。	認可保育園の利用に関し、関係機関との連携を図りながら、住所要件の緩和や必要書類の一部省略など、被害者の状況に応じて支援を実施しました。	認可保育園の利用に関し、関係機関との連携を図りながら、住所要件の緩和や必要書類の一部省略など、被害者の状況に応じて支援を実施します。	幼児保育課
	DVを理由にし、住民票が異動できず別の住所に居住している者や市外からの転入者については、スムーズな転校ができるように、各関係機関と連携を図りました。	DVを理由にし、住民票が異動できず別の住所に居住している者や市外からの転入者について、スムーズな転校ができるように、各関係機関と連携を図ります。	学務課
	就学前の対応が幼児保育課に所管替となっているため、学校園・関係課と連携を図り、円滑な手続きに向けた取組ができるよう努めました。	就学前の対応が幼児保育課に所管替となっているため、学校園・関係課と連携を一層密に図り、手続きが円滑に進むように配慮します。	学校教育課

加古川市困難な問題を抱える女性への取組状況調査票

	女性支援取組内容（令和８年度予定）	担当課
1	男女共同参画推進専門員（キャリアコンサルタント有資格者）による「女性のための働き方相談」で、相談者の気持ちを整理しながら働き方等についてアドバイスします（週2回）。	市民活動推進課 （男女共同参画センター）
2	犯罪被害者等支援金の給付により、犯罪等の被害による犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。また、犯罪被害者等支援金給付対象者へ家事援助を行う者の派遣及び一時保育に要する費用の助成を行い、日常生活の支援を行います。	生活安全課
3	養育費確保支援補助金を実施し、ひとり親家庭の経済的自立に向けたサポートを行います。	家庭支援課

配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要【フローチャート】



配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいませんか?

ひとりで悩まず、相談してください。

配偶者暴力相談支援センター



☑ 匿名で相談できます。

☑ 秘密は守られます。

※ご利用には、一般の固定電話にかけたときと同じ通話料がかかります。
※ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。
※一部のIP電話等からはつながりません。

#8008（はれれば）に電話をかけると、
お近くの都道府県の配偶者暴力相談支援センターにつながります。

配偶者暴力相談支援センターでは、

- 様々な問題についての相談支援やカウンセリング
- 緊急時における安全の確保・一時保護
- 自立支援や保護命令制度の利用に関する情報の提供や助言
- 関係機関との連絡調整その他の援助

を行っています。

（※支援内容は、各センターによって異なります。）

警察

警察では、

- 配偶者からの暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者の保護
- 申出により、被害を自ら防止するための措置の教示等
- 加害者に対する指導警告等
- 刑罰法令（暴行、傷害、脅迫、住居侵入など）に抵触する場合は、被害者の意思を踏まえ、検挙に向けた捜査等を行います。

警察に、相談したり、援助を求めることもできます。

#9110 番（警察相談専用電話）に電話をかけると、発信地を管轄する警察本部等の総合窓口につながります。

※土日祝日及び夜間は、「当直」又は「音声案内」等により対応しています。
※ご利用には、一般の固定電話にかけたときと同じ通話料がかかります。
※一部のIP電話等からはつながりません。

他の相談機関一覧はこちら ▶

内閣府
男女共同
参画局

令和6年8月発行

配偶者暴力防止法に基づく
保護命令制度の概要

令和6年(2024年)4月1日～

重篤な精神的被害を
受けた場合も
保護命令の対象に
なります。

令和5年改正のポイント

- 接近禁止命令等について、発令の対象を拡大
- 子への電話等禁止命令の創設
- 保護命令違反に関する罰則の加重
 （2年以下の拘禁刑※/200万円以下の罰金）

※令和7年5月31日までは「懲役」となる

更に詳しく知りたい方へ

配偶者暴力防止法令和5年改正の詳細 ▶

DV被害者支援に関する情報 ▶

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）による改正内容を紹介します。

保護命令制度

● 保護命令制度とは、地方裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者※に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。

● 保護命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処されることとされています。

※「配偶者」には、①法律婚の相手方、②事実婚の相手方、③生活の本拠を共にする交際相手が該当します。また、離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③も含みます。　（以下この資料において、「配偶者」とあるときは同じです。）

保護命令の種類

1年間　被害者への接近禁止命令

被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

1年間　被害者への電話等禁止命令

被害者に対する次の行為を禁止する命令

面会の要求/行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝（22時～6時）の電話・FAX・メール・SNS等送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）/GPSによる位置情報取得等

1年間　被害者の子への接近禁止命令

被害者の子（※）の身辺につきまとったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者と同居する未成年の子

1年間　被害者の子への電話等禁止命令

被害者の子に対する次の行為を禁止する命令

行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝（22時～6時）の電話・FAX送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）/GPSによる位置情報取得等

1年間　被害者の親族等への接近禁止命令

被害者の親族等（※）の身辺につきまとったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者の親族（被害者の成年の子を含む）その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

2か月間　退去等命令

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

保護命令の要件

《接近禁止命令》

配偶者からの　身体に対する暴力 or 生命/身体に対する脅迫 or 自由/名誉/財産に対する脅迫　を受けた者が

更なる　身体に対する暴力 or 生命/身体に対する脅迫 or 自由/名誉/財産に対する脅迫　により

生命/心身に対する重大な危害※を受けるおそれが大きいとき

《退去等命令》

配偶者からの　身体に対する暴力 or 生命/身体に対する脅迫　を受けた者が

更なる　身体に対する暴力を受けること　により

生命/身体に対する重大な危害※を受けるおそれが大きいとき

※「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のことです。
※上記のほか、命令ごとに異なる要件があります。

Q　接近禁止命令等の対象となる「脅迫」の具体的な内容は何ですか。

A　接近禁止命令等の対象となる脅迫は、「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫」です。例えば、次の行為などが対象となり得ると考えられますが、具体的な言動が、接近禁止命令等の対象となる「脅迫」に該当するか否かは、個別の事案における証拠に基づき裁判所が判断することとなります。

自由に対する脅迫

- 身体・行動の自由への脅迫：部屋に閉じ込め、外出しようとすると怒鳴るなど
- 謝罪に関する意思の自由への脅迫：土下座を強制するなど
- 職業選択の自由への脅迫：従わなければ仕事を辞めさせると告げるなど

また、性的自由に対して害を加える旨の告知も該当し得ます。

名誉に対する脅迫

- 性的な画像を広く流布させると告げるなど
- 悪評をネットに流して攻撃すると告げるなど

財産に対する脅迫

- キャッシュカードや通帳を取り上げると告げるなど

（注）これらのほか、個別具体的な状況により、「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨の告知」と認められるものは、「脅迫」に該当し得ます。

Q　接近禁止命令等の要件のうち、「生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きい」の具体的な内容は何ですか。

A　「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のことです。「心身に重大な危害」のうち、「心」（精神）への重大な危害としては、うつ病、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、適応障害、不安障害、身体化障害が考えられます。配偶者からの身体に対する暴力又は脅迫を受けたことにより、これらのうつ病等の通院加療を要する症状が出ており、配偶者からの更なる身体に対する暴力又は脅迫を受けるおそれがある場合には、基本的に、「重大な危害を受けるおそれが大きい」と評価し得るものと考えられます。また、迅速な裁判（法第13条）の観点から、上述の「うつ病等の通院加療を要する症状が出て」いるという事実を立証するため、申立ての際に、うつ病等についての医師の診断書を添付することが必要となります。

（注）診断書の添付とは別に、身体に対する暴力又は脅迫を受けたこと、配偶者からの暴力とうつ病等の因果関係、更なる身体に対する暴力又は脅迫を受けるおそれが大きいこと等の他の要件について、主張・立証が必要となります。なお、発令されるかどうかは、証拠に基づき裁判所が判断することになります。

Q　男性の被害者が申立てをすることはできますか。また、同性カップル間の暴力は対象になりますか。

A　被害者の性別は問いません。男性の被害者も申立てをすることができます。
また、同性カップル間の暴力についても、保護命令の対象となった例があります。

令和７年改正配偶者暴力防止法による
接近禁止命令等の禁止行為の追加

保護命令の種類

1年間　被害者への接近禁止命令

被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

1年間　被害者への電話等禁止命令

被害者に対する次の行為を禁止する命令

面会の要求/行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝（22時～6時）の電話・FAX・メール・SNS等送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）/GPSによる位置情報取得等 ※

1年間　被害者の子への接近禁止命令

被害者の子（※）の身辺につきまとったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者と同居する未成年の子

1年間　被害者の子への電話等禁止命令

被害者の子に対する次の行為を禁止する命令

行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝（22時～6時）の電話・FAX送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）/GPSによる位置情報取得等 ※

1年間　被害者の親族等への接近禁止命令

被害者の親族等（※）の身辺につきまとったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者の親族（被害者の成年の子を含む）その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

2か月間※　退去等命令

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

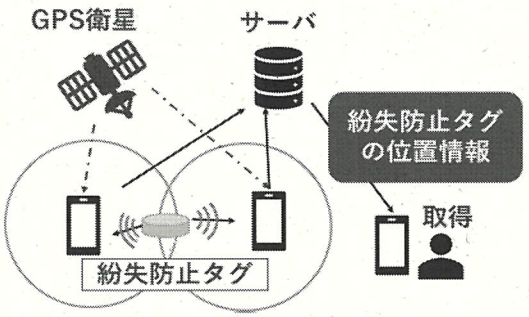
※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

●保護命令制度とは、地方裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者に対し、一定の行為を禁止する命令（接近禁止命令等・退去等命令）を発令する制度。

●保護命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処されることとされている。

※　GPS機器等（位置情報記録・送信装置）と同様に、いわゆる「紛失防止タグ」による位置情報無承諾取得も禁止行為の対象。

紛失防止タグの仕組みの一例



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号：議員立法）のポイント

■女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
■こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和６年４月１日施行）

■目的・基本理念
＝「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■国・地方公共団体の責務
＝困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■教育・啓発

■調査研究の推進

■人材の確保

■民間団体援助

■国の「基本方針」
※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■都道府県基本計画等
⇒施策の実施内容

■支援調整会議（自治体）
⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
（旧名：婦人相談所）

女性相談支援員
（旧名：婦人相談員）

女性自立支援施設
（旧名：婦人保護施設）

民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援





■国・自治体による支弁・負担・補助　民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

存続

第１章 総則
（主な規定）
第１条　目的
第２条　定義
第３条　売春の禁止

第２章 刑事処分
（主な罰則）
第５条　勧誘等
第６条　周旋等
第11条　場所の提供
第12条　売春をさせる業

第３章 補導処分
（主な規定）
第17条　補導処分
第18条　補導処分の期間
第22条　収容

廃止

第４章 保護更生
（主な規定）
第34条　婦人相談所
第35条　婦人相談員
第36条　婦人保護施設
第38条　都道府県及び市の支弁
第40条　国の負担及び補助

兵庫県は持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を支援しています。

兵庫県DV防止・被害者保護計画（第５期計画）

【概要版】

令和６年３月　兵庫県福祉部児童課

兵庫県DV防止・被害者保護計画の改定について（令和6年4月）

1　計画の位置づけ

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第２条の３第１項に基づく基本計画
(2) 県の基本的な取組みの方向を示した実施計画
(3) 市町、民間支援団体などの関係機関等が取り組むべき基本的な指針（ガイドライン）

2　改定内容

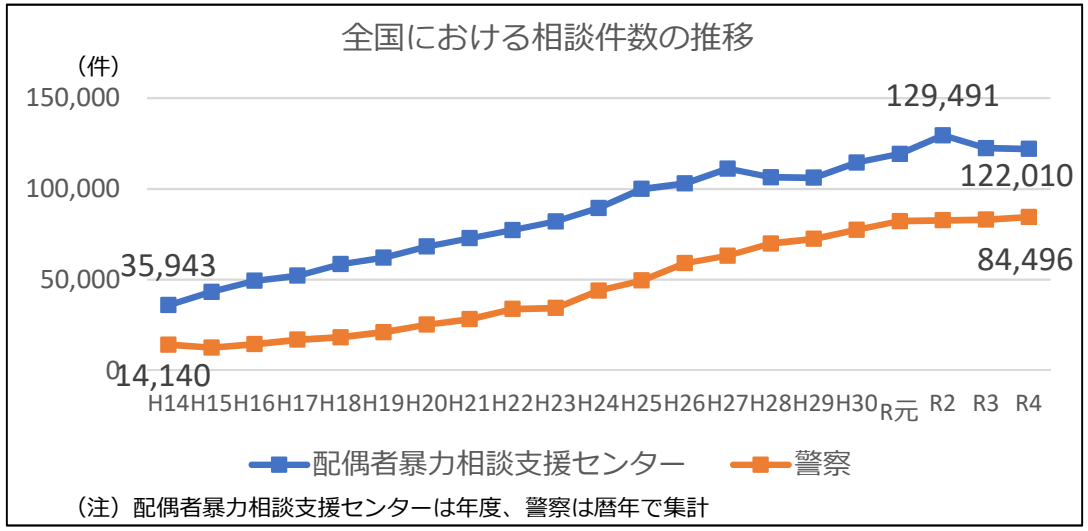
大目標については、現計画の目標６項目を継承しつつ、法改正への対応（被害者の自立支援のための施策、国・地方・民間団体の連携・協力）として、目標を７項目と改正する。

小項目については、現行計画の課題を踏まえつつ、ＤＶ被害者へのきめ細やかな支援のため、以下の項目を追加・修正する。

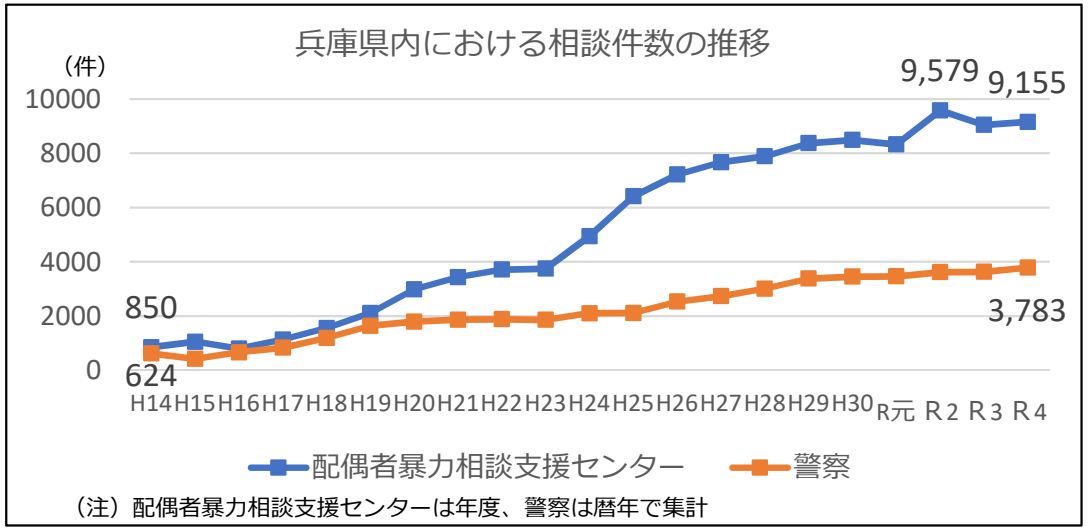
第４期計画【R1～R5】			
大目標		小目標	
目標1	ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進	1	県民への啓発の推進
		2	ＤＶ防止に向けた教育の推進
目標2	市町のＤＶ対策の促進	1	市町庁内連携体制の整備推進
		2	市町配偶者暴力相談支援センターの設置及び相談体制充実への支援
		3	被害者支援に係る県・市町間連携の強化
目標3	相談体制の充実	1	県の相談体制の充実
		2	市町の相談体制の充実
		3	外国人、障害者、高齢者等に対する支援
		4	被害者の子どもに対するケアの充実
		5	苦情への適切かつ迅速な対応
		－	－
目標4	緊急時の安全確保	1	早期発見・通報対策
		2	被害者等の安全確保対策
		3	一時保護対策の充実
		4	被害者等に係る情報の保護
目標5	自立支援の推進	1	自立に向けた生活支援、就労支援等
		2	施設入所・退所支援
		3	心理社会的な対応
		4	被害者の子どもに対するケアの充実
		5	住居確保支援
		－	－
目標6	専門人材の育成と関係機関との連携強化等	1	推進体制の強化
		2	被害者支援に携わる人材の育成及び人材への支援
		3	民間支援団体等との協働・連携
		4	調査の推進
		5	将来の社会情勢の変化への対応
		－	－

第５期計画（案）【R6～R10】			
大目標		小目標	
目標1	ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進	1	県民への啓発の推進
		2	ＤＶ防止に向けた教育の推進
目標2	市町のＤＶ対策の促進	1	市町庁内連携体制の整備推進
		2	市町配偶者暴力相談支援センターの設置及び相談体制充実への支援
		3	被害者支援に係る県・市町間連携の強化
目標3	相談体制の充実	1	県の相談体制の充実
		2	市町の相談体制の充実
		3	外国人**や障害者、高齢者、その他配慮が必要な被害者**に対する支援
		4	被害者の子どもに対するケアの充実
		5	苦情への適切かつ迅速な対応
		6	**潜在的な被害者への対応**
目標4	緊急時の安全確保	1	早期発見・通報対策
		2	被害者等の安全確保対策
		3	一時保護対策の充実
		4	被害者等に係る情報の保護
目標5	自立支援の推進	1	自立に向けた生活支援、就労支援等
		2	施設入所・退所支援
		3	心理社会的な対応
		4	被害者の子どもに対するケアの充実
		5	住居確保支援
		6	**退所後の支援**
目標6	**関係機関・民間団体との連携強化**	1	推進体制の強化
		2	**関係機関との連携強化**
		3	**民間支援団体との協働・連携**
目標7	**専門人材の育成等、変化する社会への対応**	**1**	**被害者支援に携わる人材の育成及び人材への支援**
		2	**調査の推進**
		3	**将来の社会情勢の変化への対応**

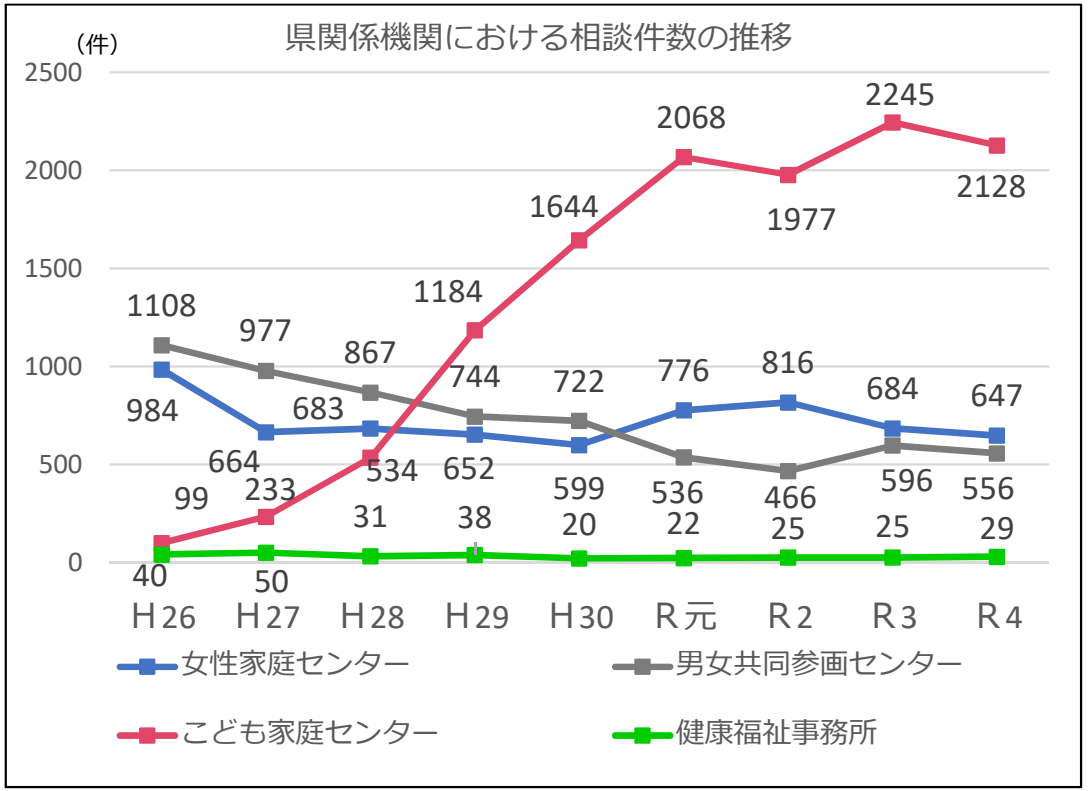
配偶者からの暴力相談等の現状

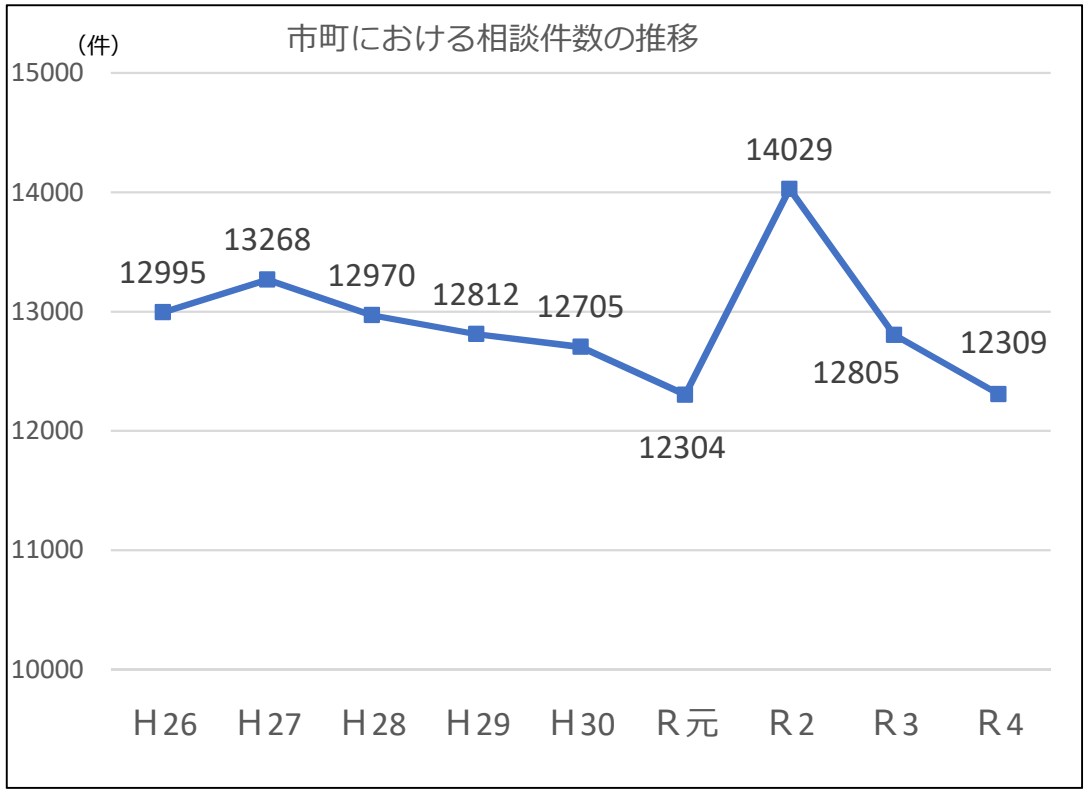


(注) 配偶者暴力相談支援センターは年度、警察は暦年で集計



(注) 配偶者暴力相談支援センターは年度、警察は暦年で集計





第4期計画における主な取組状況及び課題

目標	数値（成果）目標			これまでの主な取組状況	課題
	項目	目標値	R５未見込		
目標１ ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進	ＤＶ防止出前講座	10回/年	**４回/年**	・民間支援団体によるＤＶ防止出前講座・デートＤＶ防止講座等の開催 ・県立男女共同参画センターにおけるセミナー開催、広報活動の実施 ・女性に対する暴力をなくす運動キャンペーンの実施（毎年11月） ・ＤＶ防止啓発パンフレット等を活用した校内研修等の実施 ・公立学校管理職・担当教員等向け人権教育研修会の実施	・インターネットやＳＮＳ等を活用した周知が不十分 ・若年層向けの広報やＤＶ教育充実に向けた実効性のある方策等が必要
	大学等での若年者向けＤＶ啓発	20校/年	**10校/年**		
目標２ 市町のＤＶ対策の促進	庁内ＤＶ対策に係る連携体制の整備	全市町	**25市町**	・市町における庁内ＤＶ対策に係る連携体制の整備に向けた支援【新たに7市町で整備（18市町→25市町）】 ・市町基本計画に基づく取組状況への適切な助言 ・市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進に向けた取組の強化【新たに１市で開設（16市町→17市町）】 ・市町DV相談担当課長・係長会議の開催（毎年１回）	・全市町において、庁内関係部署の連携強化、関係職員のスキルアップ等への取組が必要 ・市町配偶者暴力相談支援センター未設置の24市町への設置に向けた支援が必要 ・10市が婦人相談員（困難女性支援法施行後：女性相談支援員）を未配置、困難女性支援法施行後、町も配置が努力義務化
	配偶者暴力相談支援センターの設置	30市町	**17市町**		
	婦人相談員の設置	29市 （全市）	**19市**		
目標３ 相談体制の充実	市町へのスーパーバイズ講習	15回/年	**４回/年**	・スーパーバイズ等による相談員の対応力向上、心のケアの実施 ・外国人被害者向けリーフレットの改定、点字版リーフレットの作成 ・市町要保護児童対策地域協議会への配偶者暴力相談支援センター、ＤＶ所管課が参画（41市町） ・県警における「110番通報登録制度」の実施（H16～） ・県立女性家庭センター運営委員会の開催、入所者意見箱の設置	・相談機能の充実、市町配偶者暴力相談支援センター等相談員の被害者支援対応スキルの向上 ・若年層を念頭にＳＮＳ等での相談実施の検討 ・外国人等配慮の必要な者への支援や、一時保護した同伴児童への心理的ケアや学習支援等の充実
	要保護児童対策地域協議会への参画	全市町	**全市町**		

第４期計画における主な取組状況及び課題

目標	数値（成果）目標			これまでの主な取組状況	課題
	項目	目標値	Ｒ５末見込		
目標４ 緊急時の安全確保	緊急一時保護委託施設	40か所	**29か所**	・民生委員･児童委員活動実務の手引きの活用、医療関係者向け冊子の作成 ・一時保護所の運営、入所者への支援（カウンセリング、学習支援等） ・民間シェルター家賃補助の実施 ・警察における生活安全部と刑事部の連携強化による加害者の事件化及び被害者等の保護対策（一時避難場所の施設の使用に係る費用の補助、携帯型緊急通報装置の貸与等）	・民生委員・児童委員、医療関係者等、引き続き関係機関等への周知徹底 ・被害者の避難場所が加害者に特定されないよう、複数の避難先を確保
	民間シェルターの活動支援	6か所	**１か所**		
目標５ 自立支援の推進	就職支援を受けたＤＶ被害者の就職率	100%	**100%**	・一時保護所における生活支援、カウンセリングの実施 ・民間支援団体による地域生活への定着、自立に対する支援の実施 ・ステップハウスの運営（３戸設置） ・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進等 ・婦人保護施設へのＤＶ被害者の入所委託	・公営住宅における優先入居制度の促進、適切な住宅情報の提供及び今後の支援のあり方の検討等 ・都市部のみでなく、遠方の要支援者への対応 ・退所後の自立に取り組むＤＶ被害者等への相談環境の整備や、施設等が行う切れ目のない継続した退所後支援
	住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、ＤＶ被害者等)向け賃貸住宅の登録数	7千戸 (最終年：R7)	**県内で27,309戸（Ｒ４末時点）**		
目標６ 専門人材の育成と関係機関との連携強化等	ＤＶ被害支援者向け研修	15回/年	**４回/年**	・民間支援団体によるＤＶ被害者支援ボランティア養成講座の開催 ・県立女性家庭センターによるＤＶ被害支援者研修、相談員等研修、出張相談等の実施 ・ひょうごＤＶ被害者支援連絡会との意見交換の実施 ・ひょうごＤＶ防止ネットワーク会議の開催（全県・９健康福祉事務所）	・関係機関等から構成されるＤＶ防止及び被害者の保護に関する協議会の法定化 ・民間支援団体等、被害者支援に携わる人材の不足への対応
	市町へのスーパーバイズ講習【再掲】	15回/年	**４回/年**		

第５期計画における計画体系及び数値目標

目標	今後の主な施策内容	数値(成果)目標	
		項目	目標値
目標１ ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進	○インターネットやＳＮＳ等を活用したＤＶ防止に向けた広報の充実 ○**(拡)デートＤＶ講座の拡充など、若年層向け啓発の促進** ○ＤＶ防止、人権、男女共同等に関する教育の推進 ○**(新)改正ＤＶ防止法施行に関する周知（保護命令制度の拡大）** ※法務局・裁判所、市町と連携	ＤＶ防止出前講座	**10回/年**
		学生（大学・専門学校・高校等）向け啓発	**35校/年**
目標２ 市町のＤＶ対策の促進	○市町における庁内ＤＶ対策に係る連携体制の整備に向けた支援 ○ＤＶ関係課室職員の被害者支援対応スキルの向上 ※ＤＶ相談アドバイザー等による、ＤＶ関係部署における対応困難事例に対する技術的助言や、市町職員向け研修等を実施 ○市町基本計画に基づく取組状況への適切な助言 ○市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進に向けた取組の強化	庁内ＤＶ対策に係る連携体制の整備	**全市町**
		配偶者暴力相談支援センターの設置市町	**全市町**
		女性相談支援員の設置	**全市町**
目標３ 相談体制の充実	**○(新)ＳＮＳ等を活用した相談体制の構築** **○(新)困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォームの構築** ○県立女性家庭センターによる市町ＤＶ相談窓口への支援 ・専門的知識や技術等を必要とする事案への助言 ・スーパーバイズ等による相談員の対応力向上、心のケアの実施 ○県立男女共同参画センター、こども家庭センター（児童相談所）等との連携強化 ○外国人、高齢者、障害者に対する支援施策を活用した適切な支援	市町へのスーパーバイズ	**50件/年**
		女性相談支援員の設置【再掲】	**全市町**

第５期計画における計画体系及び数値目標

目標	今後の主な施策内容	数値(成果)目標	
		項目	目標値
目標４ 緊急時の安全確保	○民生委員･児童委員、医療関係者等に対するＤＶ被害情報の通報等の周知徹底 ○県立女性家庭センターと市町相談員の適切な連携による一時保護の実施 ○民間シェルターへの活動支援、新規シェルター開設支援 ○関係機関等における被害者情報の適切な管理に関する研修等を活用した周知の徹底	緊急一時保護委託施設	**40か所**
		民間シェルターの活動支援	**6か所**
目標５ 自立支援の推進	○**(拡)**県立女性家庭センター等による被害者・施設入所者等への医学的、心理的ケアの充実 ○弁護士による法律相談 ○**(拡)**同伴児童に対する支援の充実 ○公共職業能力開発施設における職業訓練の実施 ○県立男女共同参画ｾﾝﾀｰにおける再就業等の支援 ○母子・父子自立支援員等の対応力向上による就労支援の充実 ○施設退所者等自立に取り組む被害者が孤立しないよう継続した支援の実施	県立女性家庭センターにおける法律相談	**150件/年**
		医学相談	**30件/年**
		自立に向けた支援	**80人/年**
		セーフティネット住宅の供給目標	**３万戸** （R 12 年度）
目標６ **関係機関・民間団体との連携強化（改正）**	○**(新)「関係機関等から構成されるＤＶ防止及び被害者の保護に関する市町協議会」の設置推進** ○民間支援団体等との定期的な意見交換などによる連携の強化	市町協議会の設置	**全市町**
目標７ **専門人材の育成等、変化する社会への対応（改正）**	○県立女性家庭センターの相談・一時保護機能及び市町支援体制の強化 ○県立女性家庭センターに「ＤＶ相談アドバイザー」を配置し、施策推進体制を強化 ○研修内容の充実等によるＤＶ被害者支援に携わる相談員等の専門性・資質の向上 ※**(拡)**改正ＤＶ防止法施行（保護命令制度の拡大）への対応 ○社会情勢の変化や、外国人・性的マイノリティ等、被害者の多様性等に伴う新たな課題への適切な対応	ＤＶ被害者支援者向け研修	**15回/年**
		市町へのスーパーバイズ	**50件/年**

兵庫県は持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を支援しています。

ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画
【概要版】

令和６年３月　兵庫県福祉部児童課

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）に基づく県基本計画（法定計画）の策定

1　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法・令和６年４月１日施行）

【背景】

○ 女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化〔生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など〕
○ コロナで顕在化した「孤独・孤立対策」の視点も含めた、新たな女性支援強化が喫緊の課題
○「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法からの脱却、
先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」など、新たな支援の枠組みを構築

【支援の対象者】

性的被害、家庭状況、地域社会との関係性その他の事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性

【法律のポイント】

○ 困難な問題を抱える女性が意思を尊重されながら最適な支援を受けることにより、福祉が増進される体制を整備
○ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資する
○ 関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施

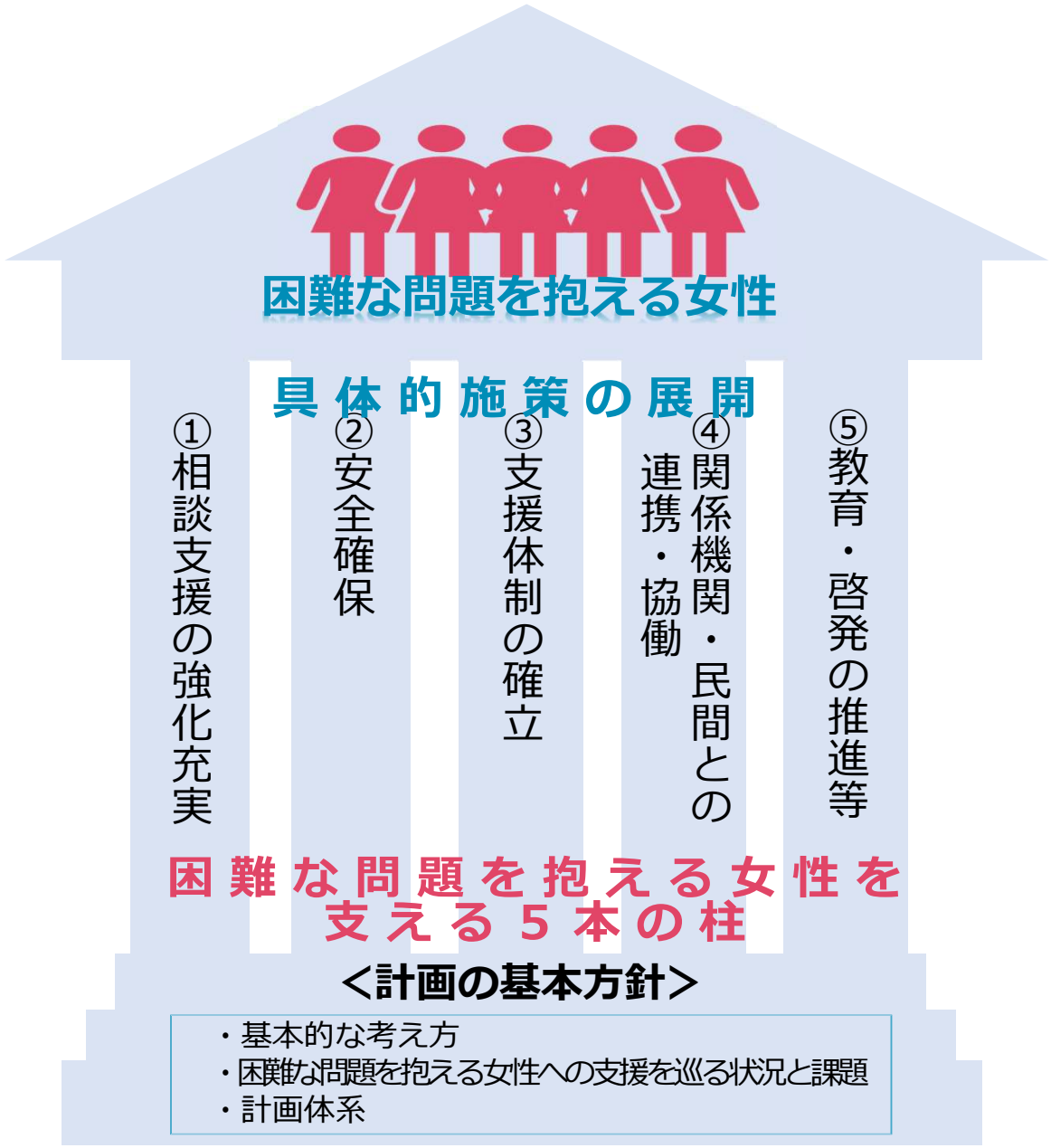
【基本方針、基本計画等】

（厚生労働大臣）　基本方針を策定（令和５年３月末に策定）
（都道府県）　基本計画を策定（**法定計画**）

2　県基本計画の概要（国基本方針）

計画期間	５年間（新規：Ｒ６年度～R10年度）
根拠条項	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第８条第１項
計画に盛り込む支援の内容・取組	・相談支援 ・一時保護 ・被害回復支援 ・同伴児童等への支援 ・自立支援 ・アウトリーチ等による早期の把握 ・居場所の提供 ・日常生活の回復の支援 ・アフターケア

基本計画の構成（イメージ）



（参考）国が示す構成

第１章 基本的な方針	第２章 施策内容に関する事項	第３章 施策の実施に関する重要事項
・基本的な考え方 ・現状及び課題 ・基本計画	・支援の内容 ・支援の体制	・その他の支援施策 ※今後実施予定のもの ・基本計画の見直し

具体的な支援の内容（例）

①アウトリーチ等による早期の把握
②居場所の提供
③相談支援
④一時保護
⑤被害回復支援
⑥生活の場を共にすることによる支援（生活支援・権利回復支援）
⑦同伴児童等への支援
⑧自立支援
⑨アフターケア

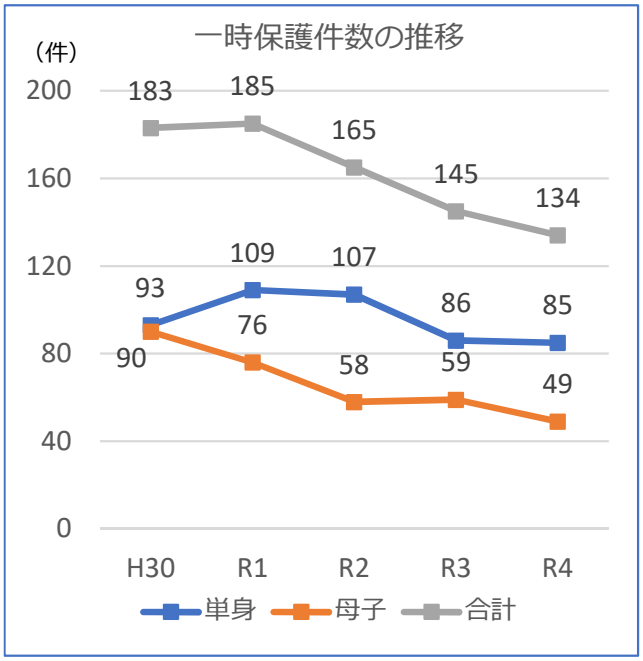
支援の体制（例）

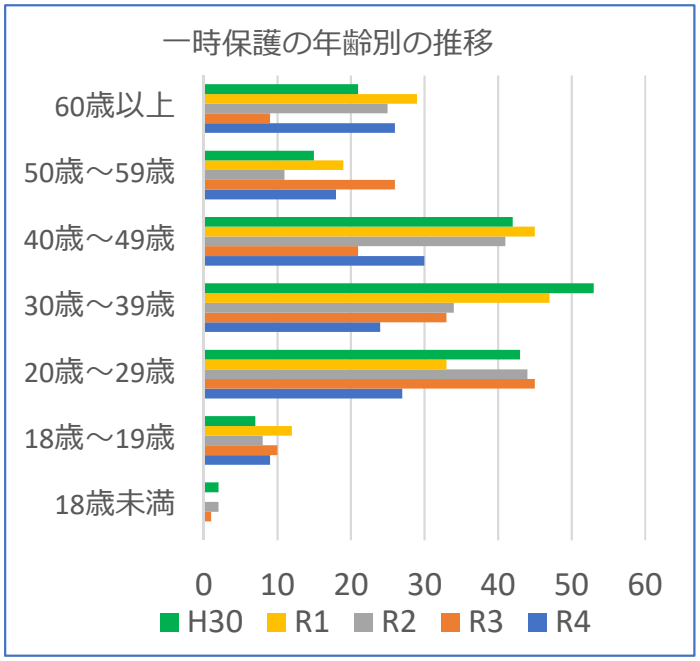
①女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の体制
②民間団体との連携体制
③関係機関との連携体制
④支援調整会議
⑤教育・啓発
⑥人材育成・研修
⑦調査研究等の推進

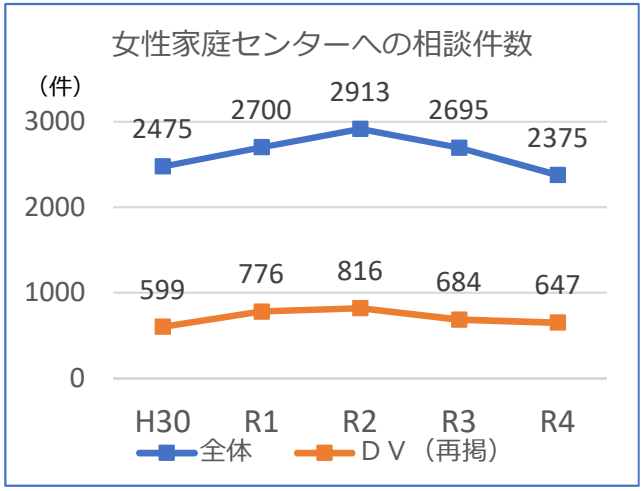
困難な問題を抱える女性を巡る状況

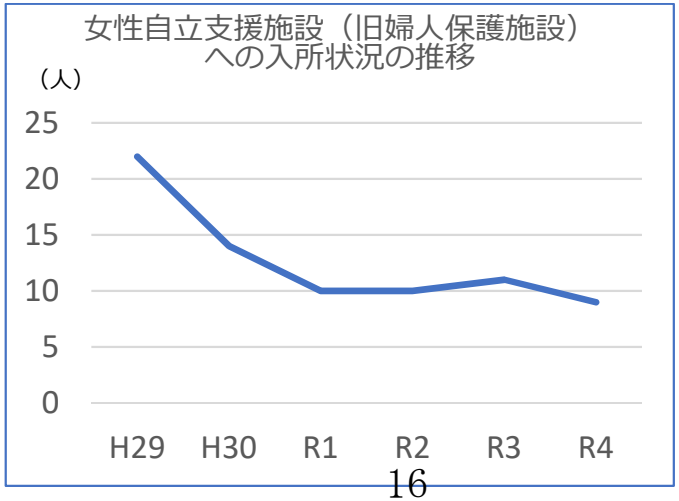
一時保護件数は、減少傾向にあり、Ｒ４年度の年代別では40歳代が30件（22.4%）と最も多く、20歳代が27件（20.1%）、60歳以上が26件（19.4%）となっている。
女性相談支援員（旧婦人相談員）は22市町が未配置である。

※　女性相談支援員（旧婦人相談員）の配置について
売 春 防 止 法　・・・市：委嘱することが「できる」、町：規定なし
困難女性支援法・・・市町村：置くよう「努める」



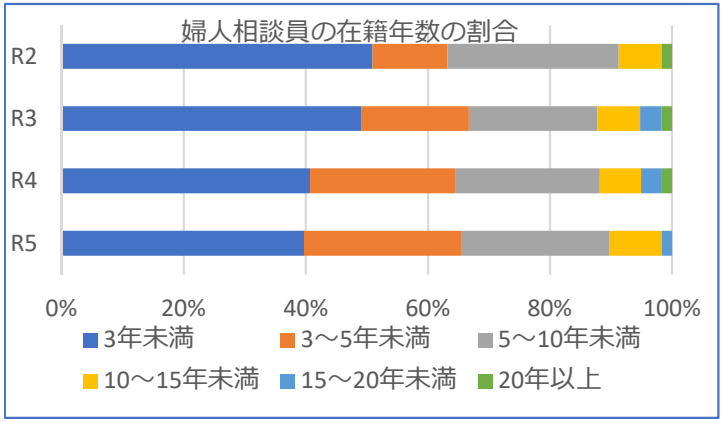






○ R5.4.1時点の自治体別の女性相談支援員（旧婦人相談員）配置状況等（単位：人）

自治体名	婦人相談員の配置状況（人）	（参考） 市町配暴センターの設置	（参考） 庁内連携会議の設置
兵庫県	5	－	－
神戸市	11	○	○
姫路市	4	○	○
尼崎市	3	○	○
明石市	3	○	○
西宮市	3	○	○
洲本市	1		○
芦屋市	2	○	○
伊丹市	3	○	○
相生市	0		
豊岡市	0		
加古川市	3	○	○
赤穂市	0		
西脇市	0		
宝塚市	3	○	○
三木市	2	○	○
高砂市	0		○
川西市	5	○	○
小野市	2	○	○
三田市	3	○	○
加西市	1	○	○
丹波篠山市	0		○
養父市	0		
丹波市	1	○	○
南あわじ市	0		○
朝来市	0		
淡路市	1		○
宍粟市	1		○
加東市	1	○	○
たつの市	0		
１２町	１２町全て未配置	猪名川町のみ配置	多可町、福崎町、香美町のみ配置
合計	58	17市町	25市町



困難な問題を抱える女性を巡る現状と課題

現時点の状況	対応すべき課題	取り組むべき項目（５本の柱）
○県立女性家庭センターが行う主な相談支援は、電話と来所であり、全体の9割以上を電話相談が占めている。 ○女性相談支援員（婦人相談員）を配置している市町は19市のみ。 ※　町は新法施行後に初めて配置が法定化 ○女性相談支援員の約4割は3年未満の経験者であり、経験が不足している。	○支援を必要とする女性を早期に把握できるよう相談支援体制の強化 ○ＳＮＳ等、若年女性でも相談しやすい体制整備 ○女性相談支援員の適正配置等、支援内容について相談できる体制 ○女性相談支援員の質の向上をめざす研修等への取組	① 相談支援の強化充実
○一時保護件数及び人数は年々減少傾向にある。 ○ＤＶ等の被害者は増加傾向であり、生命又は心身の安全を図る必要がある。	○DV等の被害女性の安全を守るため、避難先の確保	② 安全確保
○DV等の被害女性や同伴児童は心的外傷を受けている可能性があり、精神的なダメージは長期にわたるため、心のケア等が必要となる。 ○一時保護者のうち1/3が同伴児童のいる者であるが、県立女性家庭センターでの支援は母親が中心である。 ○母子の保護期間が長期にわたる場合、同伴児童の学習への遅れや外出制限による心身への影響が懸念される。 ○母親の心身のダメージが強い場合、養育を十分に行えない可能性がある。	○被害からの回復が必要な方や精神的な課題を抱える方への支援の充実 ○同伴児童への心のケア、学習を受ける権利の確保、養育の充実、親子関係の再構築 ○退所後の支援（施設等に相談することができる環境整備、施設等からの支援等）	③ 支援体制の確立
○県内41市町のうち２４市町が市町配偶者暴力支援センターを未設置、16市町が庁内連携会議を未設置（困難な問題を抱える女性への支援と関係の深いＤＶ対策の体制が不十分）。 ○困難な問題を抱える女性を適切かつ円滑に支援するため、県・市町における支援調整会議の設置が法定化（努力義務）される。 ○県と連携をとる民間支援団体は神戸・阪神間に多く、地域的偏在が生じている。	○支援調整会議等、市町の体制整備の強化 ○民間支援団体の育成や継続した支援 ○民間支援団体の地域偏在の解消	④ 関係機関・民間との連携・協働
○一時保護件数が最も多いのは30～40代だが、若年女性（10～20代）の保護件数も比較的多い。 ○ＤＶ等の未然防止のため若い段階での知識習得が必要。	○若年者に対する啓発 ※　大学生、専門学校生、高校生等	⑤ 教育・啓発の推進等

5本の柱を中心とした支援の内容、推進に当たっての数値（成果）目標

○　基本計画において、５項目を計画の柱として支援施策に取り組んでいく。
○　現状及び課題を踏まえ、当期（令和６年度～令和１０年度予定）の重点施策として２項目を設定する。

取組の項目	基本的な考え方	数値（成果）目標		各項目における県の主な取組
		項目	目標値	
①相談支援の強化充実【重点】	売春防止法の「保護更生」から脱却し、被害者の人権を尊重し、県及び市町、民間団体等の関係機関が連携して、包括的かつ切れ目のない「本人中心」の支援を行うとともに、外国人や障害者等、マイノリティへの支援充実を図る。	女性相談支援員の配置	全市町	【県立女性家庭センターの相談体制】 ・(拡)一時保護中におけるカウンセリングの充実 ※心理相談、医療相談、法律相談等 ・(新)ＳＮＳ等を活用した相談体制の構築 【市町の相談体制充実に向けた支援】 ・(拡)各種研修の充実、困難事案等への技術的助言 【その他相談体制の整備】 ・(新)困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォームの構築
		市町支援員への研修	15回/年	
②安全確保	性暴力や性的虐待、ＤＶ、ストーカー、帰宅による有害な影響、その他生命又は心身の安全が確保されないおそれがある場合等に一時保護を行う等、安全の確保の体制の充実を図る。	緊急一時保護委託先	40か所	・民間シェルターも活用した一時保護の実施 ・女性自立支援施設、母子生活支援施設への入所 ・警察との連携
		民間シェルターの活動支援	６か所	
③支援体制の確立	被害者の希望や意思、人権を最大限に尊重し、経済面だけでなく、自立に向けたその人らしい暮らしの実現をめざし、心的外傷、差別等の経験による困難や生きづらさを抱えている者へのケアを行う。	県立女性家庭センターにおける法律相談	150件/年	・(拡) 一時保護中におけるカウンセリングの充実(再掲) ・(拡)同伴児童に対する支援の充実 ※心理的ケア、学習支援 ・(新)民間支援団体のＩＣＴ化による地域支援の拡大
		同医学相談	30件/年	
		自立に向けた支援	80人/年	
		同伴児童の学習支援を実施する女性自立支援施設等	全施設	
④関係機関・民間との連携・協働【重点】	支援調整会議の設置により、関係者の連携強化を図るとともに、民間団体の支援の強みを活かしつつ、行政機関による広範な分野の多様な支援策と連携・協働することにより、より効果的な支援を展開していく。	支援調整会議の設置	全市町	【支援調整会議】 ・(新)「市町（地域）の支援調整会議」の設置推進 【民間との連携】 ・(新)民間支援団体との支援ネットワーク会議の設置 ・(新)民間支援団体の育成に関する支援 ・(新)民間支援団体のＩＣＴ化による地域支援の拡大(再掲) ・(拡)課題を抱える妊産婦への支援プロジェクトの対象拡大の検討
		民間支援団体の新規開設	５か所	
⑤教育・啓発の推進等	困難な問題を抱える女性がその状況に置かれる社会的背景を、社会全体が理解する必要があることから、女性の人権を尊重し、女性に対する暴力根絶、性暴力被害防止についての教育や啓発、広報等に努める。	学生（大学・専門学校・高校等）向け啓発	35校/年	・県民への啓発の推進、若者の参画 ・(拡)デートＤＶ防止対策の拡充等、若年層への啓発の強化 ・ＤＶ防止、人権、男女共同等に関する教育の推進
		ＤＶ防止出前講座	10回/年	